

令和4年6月30日

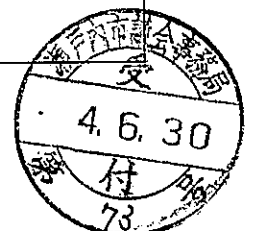
瀬戸内市議会議長

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

期間	令和4年6月25日(土)
研修会名	多摩住民自治研究所創立50周年記念イベント 憲法の学び舎 沖縄復帰50年、日本国憲法施行75年 講義5 学習権の原則と地方自治 講師：荒井文昭氏(東京都立大学 教授) 講義6 地方自治を真ん中にして憲法を読む③ 講師：池上洋通氏(多摩住民自治研究所理事)
開催場所	オンライン
研修内容	講義5 学習権の原則と地方自治 講師：荒井文昭氏(東京都立大学 教授) 1, 奪われてきた子ども・青年の声 ○全国一斉休校要請によって奪われた →コロナ対策として年度末の貴重な時間を奪った 首相に学校を一斉休校する権限はない ○自由な学びの場を壊してしまうスタンダード化を加速させかねないDX戦略 →公務員の削減、情報一元化に向かっている 主権者であるはずの住民は、単なる行政サービスの消費者になり、地方自治の危機 ○住民自身の主権性を奪う「構造改革」政策の進行 →住民にとって身近な施設が縮小される 教員の不足 2, 過剰な「自己責任」意識とそこからの解放 ○主権者教育における1969年の分岐点



	<p>→1969年に高校生の政治活動禁止が通達された</p> <p>○学校現場の声が奪われている</p> <p>→生徒だけでなく教員も現場から奪われている</p> <p>3, こども基本法をめぐる可能性と課題</p> <p>○学習権を含んだ生存権の保障が子どもの権利として規定されたことを良い方向にできる可能性がある</p> <p>○教育基本法に規定されている「人格の形成」をめぐる議論が今後も必要で課題である</p> <p>4, 「不断の努力」によって創造されてきた学習権</p> <p>○日本国憲法にも規定されている「不断の努力」</p> <p>○限られた条件でいかに生存権としての学習権を実現させていくのが課題である</p> <p>5, 基礎的自治体で問われていること</p> <p>○地方自治の実現に不可欠な学習権</p> <p>○身近な教育機関と信頼できる教育職員を守り支えること</p> <p>○学びを支える民主主義の形</p> <p>講義6 地方自治を真ん中にして憲法を読む③</p> <p>講師：池上洋通 氏 (多摩住民自治研究所理事)</p> <p>日本国憲法の基本的人権規定と「子どもの権利」の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法を討論することは大切である ・憲法16条請願権も大切である ・生存権を考えていくと「環境」＝「公害問題」を外すことはできない ・日本国憲法には「何人も」とはじまるものがある →性別も、年齢も、国籍も関係なくすべての人間に対するものである ・「国民は」とはじまるものは、年齢制限なく子どもも含まれるものである ・児童憲章や子どもの権利条約は重要である ・憲法を生かす暮らしができる社会にしなければいけない ・日本国憲法の基本的理念の確認は何度も行う必要がある
所感	<p>講義5は、子どもを取り巻く政治などの環境が目まぐるしく変化をしてきた状況を知ることができた。特に「コロナ禍での変化は子どもの成長・発達置き去りにされていること。」「コロナ禍前に示された構造改革がなし崩し的に推し進められていること。」「自己責</p>

任論の流れも国が作り出したことであり、その意識からの脱却が必要であること。」

瀬戸内市においても国の流れに沿う形で教育行政をはじめ子どもの環境を進められている。みらいの子どもに希望を持てる社会になるためには、学校で教員が子どもの成長のための働きかけがそれぞれの発想でできるようにすることも大切ではないかを感じる。今一度、学習権や民主主義など学びを深めていきたいと感じた。

子どもの権利を柱において考える日本国憲法は様々な条項をとらえなおすことで見えてくるものがあつた。「何人も」「国民は」などの主語を考えることで、子どもはもちろんすべての国民や人類に言われていることであることがわかつた。そうして考えると日本国憲法をもとにした政治をおこなうことはあたりまえであり、そうならない現実に合わせてではなく、憲法に合わせた政治にするのが当然ではないかと改めて思った。日本国憲法は、これで終わりではなく学び続けていく必要があると感じた。